

令和8年度山形県中心市街地・商店街活性化支援事業費補助金
(中心市街地賑わい拠点整備事業) 交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、中心市街地又は商店街（以下「商店街等」という。）を住民が自然と集う拠点とし、商店街等の持続的発展を図るため、市町村が第3条に規定する事業（以下「補助事業」という。）を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で市町村に対し補助金を交付する。

(補助事業者及び間接補助事業者)

第2条 補助事業者は、別表に掲げる事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、補助金を交付する市町村及び商店街等に交流の拠点を整備するために必要な事業を実施する市町村とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、間接補助事業者が行う別表に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）に対し市町村が補助金を交付する事業及び市町村が実施する商店街等に交流の拠点を整備するために必要な事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、間接補助事業者が間接補助事業を行うのに必要な経費のうち、市町村が補助する別表に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）及び市町村が実施する商店街等に交流の拠点を整備するために必要な事業に係る経費のうち、報償費、旅費、広告宣伝費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、施設整備費、店舗改装費、委託費、備品購入費とし、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

- 2 補助金の額は、別表のとおりとする。また、市町村が実施する商店街等に交流の拠点を整備するために必要な事業に係る補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額、又は1,000千円のいずれか低い額とする。なお、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 第1項の経費は、令和8年4月1日以降における経費とする。

(交付の申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) 拠点を整備しようとする場所がわかる資料（地図等）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該市町村長に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第7条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 補助対象経費総額の3割以内の増減（ただし、補助金の額の増を伴う変更を除く。）

- (2) 補助目的の達成に支障を来たすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）に第5条各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
 - 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。
 - 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遅延等報告書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第8条 規則第12条の規定による補助事業状況報告書（規則別記様式第2号）の提出は、実施状況の具体的内容を記載した書類を添付して、知事が報告を求めた後速やかに行うものとする。

（実績報告等）

第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和9年4月15日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支精算書（別記様式第2号）
- (3) 事業の実施が分かる資料
- (4) 市町村による検査に関する書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

（補助金の支払）

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることがある。

- 2 市町村長は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第6号）に概算払を必要とする理由書及び資金計画書を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 市町村長は、概算払により補助金の交付を受けたときは、遅滞なく間接補助事業者に補助金を交付しなければならない。

（財産の管理）

第11条 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにし、補助事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第12条 規則第22条第2号に規定する知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加額が1件500千円以上の不動産及びその従物とする。

- 2 市町村長が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。
- 4 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(帳簿等の備付等)

第13条 市町村長は、規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類を整備し、令和9年度から5年間整理保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月3日から施行する。

別表

間接補助事業	間接補助事業者	間接補助対象経費	補助金の額
山形県内の商店街等に住民が集うことができる交流の拠点（学習スペース、コミュニティスペース、回遊拠点等）を整備する事業	商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所、株式会社、合同会社、有限会社、一般社団法人、NPO、LLP、LLC、規約を備えた任意の団体、左記事業の事務局を務める組織	当該事業の実施に最小限必要な以下の経費 報償費、旅費、広告宣伝費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、施設整備費、店舗改装費、委託費、備品購入費	市町村補助額の2分の1に相当する額、又は1,000千円のいずれか低い額